

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.16 (令和5年9月号)

令和5年9月12日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年8月29日 厚生労働省告示第253号 (令和5年8月30日適用)
 - 令和5年8月29日 厚生労働省告示第255号 (令和5年8月30日適用)
 - 令和5年8月29日 保医発0829第6号
 - 令和5年8月29日 保医発0829第7号 (令和5年8月30日適用)
 - 令和5年8月31日 厚生労働省告示第259号 (令和5年9月1日・11月1日適用)
 - 令和5年8月31日 保医発0831第1号 (令和5年9月1日適用)
 - 令和5年8月31日 保医発0831第3号 (令和5年9月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その55)」(令和5年8月9日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その56)」(令和5年8月30日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
399	右	上から16行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤
399	右	上から18行目	(最終改正; 令 5. 5. 31 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
416	右	上から18~19行目	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤以外のもの	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤及びペグセタコبران製剤以外のもの
417	右	上から15行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤
417	右	上から17行目	(最終改正; 令 5. 5. 31 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
418	右	下から28行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤
418	右	下から26行目	(最終改正; 令 5. 5. 31 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
420	右	下から11行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤
420	右	下から9行目	(最終改正; 令 5. 5. 31 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
422	右	下から17行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤
422	右	下から15行目	(最終改正；令 5. 5. 31 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No.14等にて改正済み]	(最終改正；令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
424	右	上から8行目	[次行に追加]	ペグセタコプラン製剤
424	右	上から10行目	(最終改正；令 4. 3. 4 厚生労働省告示第56号)	(最終改正；令 5. 8. 29 厚生労働省告示第253号)
428	右	下から8～7行目	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレスマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤, ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレスマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤, ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤, ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤
428	右	下から6行目	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9) (令 5. 3. 14 保医発 0314 4) (令 5. 4. 28 保医発 0428 3) (令 5. 5. 23 保医発 0523 2) (令 5. 5. 31 保医発 0531 3) [黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9) (令 5. 3. 14 保医発 0314 4) (令 5. 4. 28 保医発 0428 3) (令 5. 5. 23 保医発 0523 2) (令 5. 5. 31 保医発 0531 3) (令 5. 8. 29 保医発 0829 6)
442			[D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」の所定点数3回分, 同区分「1」の「注1」の「イ」の所定点数2回分, 「ハ」の所定点数2回分及びB011-5がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数(43,500点)を準用する項目として追加] ◇ 乳癌悪性度判定検査 ア ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって, リンパ節転移陰性, 微小転移又はリンパ節転移1～3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に, 遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として, 腫瘍組織から抽出した21遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は, D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分, 同区分「1」の「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分, 「ハ」4項目以上の所定点数2回分及びB011-5がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して, 原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお, 医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は, 診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載すること。 イ 本検査の実施に当たっては, 診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体, HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載すること。	

(令 5. 8. 31 保医発 0831 3)

頁	欄	行	変更前	変更後
457			〔D006-24肺癌関連遺伝子多項目同時検査, D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査「イ」の「(1)」及び同区分の「1」悪性腫瘍遺伝子検査「注1」の「ハ」を合算した所定点数(20,500点)を準用する項目として追加〕	
			(1) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、臨床症状、検査所見、家族歴等からRPE65遺伝子変異による遺伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、十分な生存網膜細胞を有することが確認された者に対して、血液を検体とし、遺伝性網膜ジストロフィの疾患原因遺伝子の情報を取得するものとして薬事承認又は認証を得ており、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班網膜ジストロフィにおける遺伝学的検査のガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した「遺伝性網膜ジストロフィの原因となりうる主な遺伝子」リストに記載されている遺伝性網膜ジストロフィの関連遺伝子の変異を評価可能な医療機器等により次世代シーケンシングを用いてボレチゲン ネパールボベクの適応の判定の補助を目的として実施した場合にのみ、患者1人につき1回に限り、D006-24肺癌関連遺伝子多項目同時検査とD004-2悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査「イ」処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものと同区分の「1」悪性腫瘍遺伝子検査「注1」の「ハ」4項目以上を合算した所定点数を準用して算定する。 ㊦ (令 5. 8. 29 保医発 0829 7)	
			(2) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班IRDパネル検査における遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した検査運用指針に従って実施された場合に限り算定する。 ㊦ (令 5. 8. 29 保医発 0829 7)	
			(3) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 ㊦ (令 5. 8. 29 保医発 0829 7)	
601	右	上から7行目	〔次行に追加〕	カ 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン
601	右		〔上から8~15行目の「カ」~「ス」を「キ」~「セ」に改める。〕	
601	右	上から15行目	〔次行に追加〕	(令 5. 8. 29 保医発 0829 6)
749	右	下から6行目	粒子線治療	放射線治療
749	右	下から4行目	〔次行に追加〕	(令 5. 8. 31 保医発 0831 1)
1025	—	上から4行目	(最終改正; 令和5年5月31日 厚生労働省告示第209号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み〕	(最終改正; 令和5年8月31日 厚生労働省告示第259号)
1029	右	上から26行目	② 横穴付き 101,000円	② 横穴付き 97,900円 【令和5年11月1日適用】
1032	左	上から25行目	(4) デュアルチャンバ(リード一体型) 1,170,000円	(4) デュアルチャンバ(リード一体型) 1,070,000円 【令和5年11月1日適用】
1034	左	下から21行目	③ 経皮的血栓除去術 34,000円	③ 経皮的血栓除去術 ア 標準型 34,000円 イ 破砕吸引型 448,000円
1035	左	下から27行目	〔次行に追加〕	② 中枢端可動型 1,490,000円
1035	左	下から26行目	②	③
1039	—	上から3行目	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正; 令 5. 5. 31 保医発 0531 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み〕	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正; 令 5. 8. 31 保医発 0831 1)
1051	右	上から9行目	粒子線治療	放射線治療
1109	—	上から5行目	(最終改正; 令和5年5月31日 厚生労働省告示第211号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み〕	(最終改正; 令和5年8月29日 厚生労働省告示第255号)
1112	左	下から22行目	ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラ	ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製

頁	欄	行	変更前	変更後
			シズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。), メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。), ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。), メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。), ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤, ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラシム製剤
1523	—	上から8行目	(最終改正; 令和5年5月31日 厚生労働省告示第211号) [黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	(最終改正; 令和5年8月29日 厚生労働省告示第253号)
1554	右	上から26行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラシム製剤
1554	右	下から30~29行目	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤以外のもの	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤及びペグセタコプラシム製剤以外のもの
1554	右	下から25行目	[次行に追加]	ペグセタコプラシム製剤

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。